

第 53 回接続委員会 議事概要

1 審議開始日

令和 2 年 5 月 29 日（金）

2 議決日

令和 2 年 6 月 4 日（木）

3 方法

電子メールによる審議

4 委員

相田 仁主査、佐藤 治正委員、山下 東子委員、関口 博正委員、高橋 賢委員、西村 暢史委員、西村 真由美委員（以上 7 名）

5 議題

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューの変更等）について【諮問第 3128 号】

審議の結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【内容】

本件は、電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく接続約款の変更認可について諮問を受けたもの。

6 主なコメント等

（山下委員）

ISP から提出された意見によると、ISP は網終端装置の増設タイミングの遅れによって 10G 光アクセスサービスの提供が遅れはしないかと懸念している。成長著しい本分野において、今後、セッション数もトラフィックも増加することは見込めても、それらの増加スピードが予測しがたいことが一因であると思われる。ISP 側と NTT 東西側が率直に情報交換を行うとともに、総務省におかれては当事者のみならず最終ユーザの利益を念頭にフォローアップを行っていただきたい。

（事務局回答）

以下のとおり、総務省においてしっかりと状況をフォローアップするよう、接続委員会の考え方で示していただいているところであり、ご意見を踏まえ、フォローアップを行ってまいりたいと考えております。

【考え方 2（抜粋）】

NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する観点から、当該網終端装置の10G光アクセスサービスでの利用状況や、網終端装置における1G光アクセスサービス及び10G光アクセスサービスの利用セッション数、利用帯域の増加の状況並びに今後の見通し等も確認しつつ、各社の利用する網終端装置が増設基準に到達することを待たず、継続的に見直しを検討することが適当であると考えます。併せて、基準の設定方法について、現在のセッションベースからトラフィックベースの基準への変更についても同様に継続的に検討することが適当であると考えます。

総務省においては、NTT 東日本・西日本からの報告内容も踏まえながら、これらについて注視するとともに、フォローアップを行うことが適当であると考えます。

以上